

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休みの翌日  
が翌日)

## 目 次

◆ 告 示 字の区域の変更(二件) (地方課)

土地改良法による換地処分(二件) (農村整備課)

保安林の指定の解除(造林課)

保安林の指定予定(〃)

区画漁業権の免許の内容たるべき事項等(水産課)

◆ 公 告 自衛官の募集(消防防災課)

## 告 示

鳥取県告示第八百九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による西伯(能竹)地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和六十一年十二月一日現在の地番による。)
大字能竹字定兼	大字能竹字定兼のうち三七の一部、三八の一部及び二二の二と一をなす国有地の一部以外の区域
大字能竹字河原田	大字能竹字河原田四八の一の一部、四八の二、四九の二の一部、四九の三の一部、四九の五の一部、四九の六、四九の七及び四九の五と一をなす国有地の一部
大字能竹字河原田	大字能竹字定兼二二の二と一をなす国有地の一部
大字能竹字又田	大字能竹字河原田のうち四八の一の一部、四八の二、四九の二の一部、四九の三の一部、四九の五の一部、四九の六、四九の七及び四九の五と一をなす国有地の一部以外の区域
大字能竹字信谷	大字能竹字信谷一七、一一八の一部及びこれらと一をなす国有地
大字能竹字信谷	大字能竹字定兼三七の一部、三八の一部
大字能竹字又田	大字能竹字又田の全域
大字能竹字信谷	大字能竹字信谷のうち一七、一一八の一部及びこれらと一をなす国有地以外の区域
大字能竹字信谷山一三七の二の一部	大字能竹字信谷山一三七の二の一部

大字能竹字信谷山	大字能竹字信谷山のうち一三七の二の一部以外の区域
大字能竹字垣ノ内	大字能竹字垣ノ内のうち二三五の二の一部、二三六の一部、二四一の二の一部、二四二の二の一部、二四三の二、二四四の二、二四五の二、二四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二六の二、二二七の二、二二八の二、二二九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字能竹字出口	大字能竹字出口二六七の一、二六七の三と一体をなす国有地の一部 大字能竹字下モノ御堂九〇二の四、九〇二の五、九〇二の七、九〇三の三、九〇四の二の一部及び九〇四の二と一体をなす国有地の一部
大字能竹字下モノ御堂	大字能竹字垣ノ内二三五の二の一部、二三六の一部、二四一の二の一部、二四二の二の一部、二四三の二、二四四の二、二四五の二、二四六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字能竹字出口のうち二六七の一、二六七の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字能竹字塔	大字能竹字垣ノ内二二六の二、二二七の二、二二八の二、二二九の二と一体をなす国有地の一部 大字能竹字下モノ御堂のうち九〇二の四、九〇二の五、九〇二の七、九〇三の三、九〇四の二及び九〇四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字能竹字助乗	大字能竹字塔のうち九二二から九二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外 大字能竹字塔九二二から九二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大字能竹字助乗下	大字能竹字助乗のうち九三六の二の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字能竹字助乗	大字能竹字助乗九三六の二の一部及びこれと一体をなす国有地 大字能竹字助乗下の全域 大字能竹字助乗四二〇から四二三まで、四二五、四二七、四二八と一体をなす国有地の一部
大字鴨部字助乗	大字鴨部字助乗のうち四二〇から四二三まで、四二五、四二七、四二八と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第八百九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による八頭中央地区第八工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>大字郷原字上野</p>	<p>大字郷原字小山</p>	<p>大字郷原字カル田</p>	<p>大字山手字上国清</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>
<p>大字郷原字上野のうち一九、二〇、二一の一及びこれらと</p>	<p>大字郷原字カル田一〇の一部、一〇の一の一部、一一、一二、一二の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三八五内第一と一体をなす国有地の一部 大字郷原字小山一三、一三の一、一三の二の一部、一三の三から一三の五まで、一四、一五の一から一五の三まで、一六、一七の一部、一七の一の一部、一八、一八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字上野一九の一部、二〇の一部 大字郷原字長谷松四四の一の一部、四四次一の一部、四五の一の一部、四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字三窪田四六の一部、四六の一の一部、四七の一部、四八の一の一部、四九の一の一部、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字石堂五一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五一、五三、五四と一体をなす国有地の一部 大字三谷字下土居三三四の一部及びこれと一体をなす国有地 大字三谷字百井田四八四の一部、四八四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郷原字カル田のうち八から一〇まで、一〇の一、一一、一二、一二の一及びこれらと一体をなす国有地並びに三八五内第一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字山手字上国清のうち一三六の一、一三六の四、一三七の一、一三七の二、一三八の一、一三八の四、一三九の一、一三九の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>同上の区域（昭和六十三年五月七日現在の地番による。）</p>
<p>大字郷原字上畑</p>	<p>大字郷原字三窪田</p>	<p>大字郷原字長谷松</p>	<p>大字郷原字小山</p>	<p>一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字郷原字石堂</p>	<p>大字郷原字上畑ケ七二、七二の一、七六の一部、七七、七八の一部、七九の一部、及びこれらと一体をなす国有地並びに七一と一体をなす国有地の一部 大字郷原字東八〇、八一の一部、八一次一、八二から八四までの一部、八八の一部、八九の一部、九〇、九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字上土居一六五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字郷原字長谷松四〇の一の一部、四一の一の一部、四二の一部、四二の一の一部、四三の一の一部、四三次一の一部、四四の一の一部、四四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字三窪田四六の一部、四六の一の一部、四七の一部、四七の一、四七次一の一部、四八の一の一部、四八の二、四九の一の一部、四九の二、五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郷原字上野一九の一部及びこれと一体をなす国有地 大字郷原字長谷松のうち四〇の一の一部、四一の一の一部、四二の一部、四二の一の一部、四三の一の一部、四三次一の一部、四四の一の一部、四四次一、四五の一の一部、四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字郷原字三窪田四六の一の一部、四七次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郷原字小山一八の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字郷原字上畑</p>	<p>大字郷原字上畑ケ七二、七二の一、七六の一部、七七、七八の一部、七九の一部、及びこれらと一体をなす国有地並びに七一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字郷原字長谷松四〇の一の一部、四一の一の一部、四二の一部、四二の一の一部、四三の一の一部、四三次一の一部、四四の一の一部、四四次一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字郷原字上野一九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字郷原字小山一八の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字郷原字長谷松下分</p>	<p>大字郷原字東</p>	<p>ケ</p>
<p>大字郷原字長谷松四〇の一の一部、四一の一の一部          大字郷原字東九〇の一の一部          大字郷原字長谷松下分のうち九一の一部、九二の三の一部、九九の二の一部、一〇〇の一部、一〇〇次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字郷原字市場尻一〇五の六、一〇五の一一、一〇五の一</p>	<p>大字郷原字長谷松四〇の一の一部          大字郷原字東八一の一部、八三の一部、八四の一部、八五の一、八五の二、八六、八七、八八の一部、八九の一部、九〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字郷原字長谷松下分九一の一部、九二の三の一部、九九の二の一部、一〇〇の一部、一〇〇次一及びこれらと一体をなす国有地          大字郷原字市場尻一〇一、一〇二、一〇二の一、一〇二の二、一〇四、一〇四の二、一〇四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五の二、一〇五の一三と一体をなす国有地の一部          大字郷原字下土居一四七の二          大字郷原字上土居一五七、一五七の一、一六四、一六五と一体をなす国有地の一部          大字山手字上国清一三七の一の一部、一三七の二の一部、一三九の一の一部、一三九の四及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>ら五七まで及びこれらと一体をなす国有地の一部          大字郷原字上畑ケのうち七二、七二の一、七六の一部、七七、七八の一部、七九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一と一体をなす国有地の一部以外の区域          大字郷原字上土居一六九、一六九の一、一七〇から一七二まで、一七五、一七六、一七八、一七八の一及びこれらと一体をなす国有地          大字郷原字東八二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字三谷字大田</p>	<p>大字三谷字アンメ</p>	<p>大字三谷字カジ田</p>	<p>大字郷原字上土居</p>	<p>大字郷原字下土居</p>	<p>大字郷原字市場尻</p>
<p>大字三谷字アンメ一六八の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字三谷字アンメのうち一六五の一部、一六六、一六七の一部、一六八の一部、一六九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三谷字カジ田のうち一五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域          大字三谷字アンメ一六五の一部、一六六、一六七の一部、一六八の一部、一六九及びこれらと一体をなす国有地          大字三谷字大田一七〇の一の一部、一七一の一の一部</p>	<p>大字郷原字上土居のうち一六九、一六九の一、一七〇から一七二まで、一七五、一七六、一七八、一七八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一五七、一五七の二、一六四、一六五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字郷原字下土居のうち一四七の二以外の区域          大字郷原字上土居のうち一〇一、一〇二、一〇二の一、一〇二の二、一〇四、一〇四の二、一〇四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五の六、一〇五の一から一〇五の三まで、一〇六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>二、一〇六の三と一体をなす国有地の一部          大字山手字上国清一三六の一、一三六の四、一三七の一の一部、一三七の二の一部、一三八の一、一三八の四、一三九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地          大字郷原字市場尻のうち一〇一、一〇二、一〇二の一、一〇二の二、一〇四、一〇四の二、一〇四の五及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇五の六、一〇五の一から一〇五の三まで、一〇六の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

<p>大字三谷字岡ノ前</p>	<p>大字三谷字向田</p>	<p>大字三谷字下土居</p>	<p>大字三谷字国ケ谷</p>
<p>大字三谷字大田のうち一七〇の二の一部、一七二の一部、一七三の一部、一七四の一部、一七五の二の一部、一七五の二の一部、一七五の二の一部、一七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字三谷字向田のうち三三三の五、三三二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三谷字下土居三三三、三三四の一部、三三五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字カル田八、九、一〇の一部、一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字三谷字向田三三三の五、三三二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字三谷字下土居のうち三三三、三三四の一部、三三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字三谷字国ケ谷四七八の三、四七九の二の一部、四八五、四八六及びこれらと一体をなす国有地 大字三谷字百井田四八三の二、四八四の一部、四八四の二の一部、四八五、四八六及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字カル田二の二と一体をなす国有地の一部 大字郷原字小山一三の二の一部、一七の一部、一七の二の一部、一八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字郷原字上野一九の一部、二〇の一部、二一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字三谷字国ケ谷の四七八の三、四七九の二以外の区域</p>

大字三谷字百井田  
大字三谷字百井田のうち四八三の二、四八四、四八四の二、四八五、四八六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

鳥取県告示第八百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（能竹）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第八工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字観音谷二六四九の一・字中船戸屋敷二六五

三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百号

次のように保安林の指定をする予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

岩美郡岩美町大字外邑字奥瀧野五四七、五五〇

二 指定の目的

なだれの防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第九百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定に基づき、区画漁業権の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和六十三年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 公示番号 海区第二号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十一月一日から四月三十日まで

(二) 漁場の位置 気高郡気高町地先

(三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及びアとエ

を直線で結んだ線によつて囲まれた区域

基点第三十七号 船磯港防波堤燈台

ア 基点第三十七号から四六度(真方位とする。以下

同じ。)一、七三八メートルの点

イ 基点第三十七号から五一度一五分一、六〇三メー

トルの点

ウ 基点第三十七号から五七度三〇分一、八六七メー

トルの点

エ 基点第三十七号から五二度三〇分一、九八四メー

トルの点

3 制限又は条件 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別でき

るような標識を設置しなければならない。

4 免許予定日 昭和六十三年十一月一日

5 申請期間 昭和六十三年九月二十七日から同年十月十八日まで

6 地元地区 気高郡気高町大字八東水及び大字浜村

7 存続期間 昭和六十三年十一月一日から昭和六十五年十月三十一日

まで

二1 公示番号 海区第三号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十一月一日から四月三十日まで

(二) 漁場の位置 気高郡青谷町地先

(三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及びアとエ

を直線で結んだ線によつて囲まれた区域並びにオから

クまでを順次直線で結んだ線及びオとクを直線で結ん

だ線によつて囲まれた区域

基点第三十八号 長尾鼻燈台

基点第三十九号 夏泊港防波堤燈台

ア 基点第三十八号から三三度(真方位とする。以下

同じ。)三五六メートルの点

イ 基点第三十八号から二二度二四〇メートルの点

ウ 基点第三十八号から一一九度四六二メートルの点

エ 基点第三十八号から一〇六度五三三メートルの点

オ 基点第三十九号から二六一度三〇分一、六八六メ

ートルの点

カ 基点第三十九号から二五五度一五分一、六八一メ

ートルの点

キ 基点第三十九号から二五二度五四八メートルの点

ク 基点第三十九号から二七一度五六三メートルの点

3 制限又は条件 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別でき

るような標識を設置しなければならない。

4 免許予定日 昭和六十三年十一月一日

5 申請期間 昭和六十三年九月二十七日から同年十月十八日まで

6 地元地区 気高郡青谷町大字青谷

7 存続期間 昭和六十三年十一月一日から昭和六十五年十月三十一日まで

三 1 公示番号 海区第四号

2 免許の内容たるべき事項

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類 漁業の名称 漁業時期

第一種区画漁業 わかめ養殖業 十一月一日から四月三十日まで

(二) 漁場の位置 東伯郡羽合町地先

(三) 漁場の区域 次のアからエまでを順次直線で結んだ線及びアとエを直線で結んだ線によつて囲まれた区域並びにオからクまでを順次直線で結んだ線及びオとクを直線で結んだ線によつて囲まれた区域

基点第四十号 宇野防波堤突端

ア 基点第四十号から三五度(真方位とする。以下同

じ。)八〇メートルの点

イ 基点第四十号から一七七度四〇分三〇メートルの

点

ウ 基点第四十号から一三〇度三〇分九六メートルの

点

エ 基点第四十号から七四度四〇分一二〇メートルの

点

オ 基点第四十号から三二七度二九三メートルの点

カ 基点第四十号から二九四度三〇分二四六メートル

の点

キ 基点第四十号から二九九度一五分二〇メートルの

点

ク 基点第四十号から一七度三〇分一五九メートルの

点

3 制限又は条件 敷設漁具の外郭には、昼夜その敷設位置が判別でき  
るような標識を設置しなければならない。

4 免許予定日 昭和六十三年十一月一日

5 申請期間 昭和六十三年九月二十七日から同年十月十八日まで

6 地元地区 東伯郡羽合町大字宇野、大字橋津及び大字長瀬

7 存続期間 昭和六十三年十一月一日から昭和六十五年十月三十一日

まで

公 告

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並  
びに第118条の規定に基づき、昭和63年度第3次自衛官募集の募集期間、  
試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

昭和63年9月27日

鳥取県知事 西 尾 昌 次



- 1 採用する自衛官  
二等陸士、二等海士及び二等空士
- 2 募集期間  
昭和63年10月1日から同年12月31日まで
- 3 試験期日  
募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。  
(1) 日曜日  
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 4 試験場  
鳥取市鍛冶町18-3  
自衛隊鳥取地方連絡部  
倉吉市山根540 パープルビル内  
自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所  
米子市東町327 古矢ビル内  
自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所
- 5 採用予定月  
10月及び11月
- 6 その他  
(1) 応募資格  
採用予定月の1日現在で満18歳以上25歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。  
(2) 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査